

第3号様式（第9条関係）

補助金交付決定通知書

松山指令第 号  
年 月 日

様

松山市長 印

年 月 日付で申請のありました松山市保育士資格取得支援事業補助金は、下記のとおり交付（不交付）と決定しましたので、松山市保育士資格取得支援事業補助金交付要領第9条の規定により通知します。

記

① 交付年度	平成 年度
② 交付金額	円
③ 交付の条件及び指示	<p>(1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(2) 交付日から1箇月以内に実績報告書等を提出のこと。</p> <p>(3) この補助事業については、市長及び監査委員が調査又は監督することがある。</p> <p>(4) 松山市補助金等交付規則第12条各号のいずれか又は松山市保育士資格取得支援事業補助金交付要領第13条に該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>(5) (4)により取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関して既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。</p> <p>(6) (5)により補助金等の返還を求められたときは、受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。</p> <p>(7) (5)により補助金等の返還を求められ、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。</p>